

令和5年4月7日

保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消に係る  
効力停止の解除について

九州厚生局長が、令和3年10月25日付けで行った増田歯科医院及び増田光雄歯科医師に対する保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消に係る効力については、増田光雄氏から当該取消処分の取消を求めて訴訟が提起され、あわせて当該取消処分の効力の停止を求めて執行停止の申立てがなされました。

このうち、執行停止の申立てに関し、令和4年10月19日に福岡地方裁判所の決定により、取消訴訟の第1審判決言渡し後60日を経過する日まで当該取消処分の効力が停止されたところ、令和5年2月14日に、増田光雄氏から福岡地方裁判所に対して、当該取消処分の取消訴訟について取下書が提出されたことにより、取消訴訟は終了しました。

これに伴い、令和5年3月14日に、同裁判所において、当該取消処分の執行停止決定を取り消す旨の決定がなされました。

このことから、当該保険医療機関の指定の取消及び当該保険医の登録の取消については、執行停止が解除され、当該取消処分が有効となりましたのでお知らせします。

令和4年11月4日

保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消に係る  
効力の停止について

九州厚生局長は、増田歯科医院及び増田光雄歯科医師に対し、令和3年10月25日付けで保険医療機関の指定及び保険医の登録を取り消すとして通知したところ、開設者であり保険医の増田光雄氏から福岡地方裁判所に対して、当該処分の取消等を求めて訴訟（以下「取消訴訟」といいます。）が提起され、あわせて当該処分の効力の停止を求めて執行停止の申立てがなされました。

このうち、執行停止の申立てに関し、令和4年10月19日に、福岡地方裁判所において、取消訴訟の第1審判決言渡し後60日を経過する日まで取消処分の効力を停止する旨の決定がなされたことにより、取消訴訟の第1審判決言渡しの日後60日を経過する日までは、当該保険医療機関の指定の取消及び当該保険医の登録の取消は、効力が停止されましたのでお知らせします。

## 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消

厚生労働省九州厚生局は、令和3年10月25日付けで、保険医療機関に対する指定の取消処分及び保険医に対する登録の取消処分を行いました。

この処分は、実際には行っていない保険診療を付け増しするなどして、診療報酬を不正に請求したことによるものです。(不正・不当請求額 約 331 万円)

なお、今回の処分にあたっては、令和3年10月20日に開催された九州地方社会保険医療協議会に諮問を行い、諮問のと通りの答申がなされています。

### 記

#### 1 保険医療機関の指定の取消処分及び保険医の登録の取消処分

##### (1) 指定取消となる保険医療機関

名 称	増田歯科医院
所 在 地	福岡県糟屋郡粕屋町長者原東2丁目10-33
開 設 者	増田 光雄 (ますだ みつお)
指定取消日	令和3年10月25日

##### (2) 登録取消となる保険医

氏 名	増田 光雄 (ますだ みつお)	66 歳
登録取消日	令和3年10月25日	

#### 2 根拠条文

##### (1) 保険医療機関の指定取消

健康保険法第80条第1号、第2号、第3号及び第6号

##### (2) 保険医の登録取消

健康保険法第81条第1号及び第3号

#### 3 診療報酬の不正及び不当請求

監査において確認した不正・不当請求に係るレセプト件数及び金額  
(平成28年3月分～令和元年6月分)

不正請求	36名分	レセプト	293件	3,240,125円
不当請求	14名分	レセプト	68件	72,311円
合 計	50名分 (23名分)	レセプト	361件 (233件)	3,312,436円

※ ( ) 内は、患者実人数及びレセプト実件数である。

(注) 上記の件数及び金額は、監査で確認したもののみを計上しており、最終的な不正・不当請求の件数及び金額は、今後精査していくこととしているので、現時点では確定していない。

#### 4 取消処分の主な理由

##### (1) 不正請求

###### ① 付増請求

実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。

《 具体的事例 》

- ・ 実際には全部金属冠を除去せず、かつブリッジと全部金属冠を製作及び装着してないにもかかわらず、除去、製作及び装着したとして診療報酬を請求していた。

###### ② 二重請求

自費診療として患者から費用を受領しているにもかかわらず、同診療を保険診療したとして、診療報酬を不正に請求していた。

《 具体的事例 》

- ・ 実際には自費診療として、いわゆるノンクラスプデンチャーを製作及び装着し、患者から当該費用を受領しているにもかかわらず、保険適用の有床義歯を製作及び装着したとして診療報酬を請求していた。
- ・ 実際には自費診療として、ジルコニア又はセラミックを材料とした歯冠補綴物を製作及び装着し、患者から当該費用を受領しているにもかかわらず、保険適用のレジン前装金属冠又は全部金属冠を製作及び装着したとして、診療報酬を請求していた。

###### ③ その他の請求

実際に行った保険適用外である診療を、保険適用である診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。

《 具体的事例 》

- ・ 実際には保険適用外のインプラントが埋入されている部位であるにもかかわらず、歯周基本検査及びスクレーリングを行ったとして診療報酬を請求していた。
- ・ 実際には保険適用外のブリッジを製作及び装着したにもかかわらず、保険適用のブリッジを製作及び装着したとして診療報酬を請求していた。

## (2) 不当請求

算定要件を満たさない画像診断の診療報酬を不当に請求していた。

《 具体的事例 》

- ・ 撮影した画像を電子化して管理及び保存していないにもかかわらず、電子画像管理加算を請求していた。

## 5 監査を行うに至った経緯等

- (1) 令和元年5月、匿名の者から、実際には診療していない患者に診療したとして診療報酬を請求し、また自費診療を行った患者に保険で診療報酬を請求している旨の情報提供があった。
- (2) 令和元年9月、個別指導を実施したところ、保険適用外のいわゆるノンクラスプデンチャーを製作及び装着しているにもかかわらず、保険診療を行ったとして診療報酬を請求している事例が疑われ、増田歯科医師から明確な回答が得られなかったことから、個別指導を中断した。個別指導中断後に、増田歯科医師が指導時に持参した書類の写しを精査したところ、保険適用外のインプラントブリッジ、ジルコニアを用いた補綴物、CAD/CAMインレー及びインプラント上義歯を製作及び装着したにもかかわらず、保険診療を行ったとして診療報酬を請求している事例も認められた。
- (3) 令和元年12月、個別指導を再開したところ、増田歯科医師が前記(2)の請求の事実を認め、診療報酬を不正に請求していることが強く疑われたことから個別指導を中止し、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、監査を実施した。